

議案第 5 3 号関連資料**最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について****1. 追加給付の概要**

平成 25 年に国が行った生活扶助基準の引き下げをめぐる訴訟において、令和 7 年 6 月の最高裁判決では、「デフレ調整に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があった」として原告に対する当時の保護決定処分が取り消されました。この判決を受け、国は新たな基準を設定し、当時の基準との差額分について、追加の支給を行うことを決定したため、本市においても対象者に対して、追加給付を実施しようとするものです。

H25.8～R8.3 まで保護受給世帯の支給額の例

当時の世帯構成	H25.8～H26.3	H26.4～H27.3	H27.4～H30.9	H30.10～R8.3	合計
60 代単身	0.5 万円	1.5 万円	7.8 万円	0.3 万円	10.1 万円
30 代夫婦＋7 歳	1.0 万円	2.7 万円	15.0 万円	0.7 万円	19.4 万円

※ 対象となる基準生活費、加算等（いずれも死亡した世帯員分は対象外）

- ・平成 25 年 8 月～平成 30 年 9 月 居宅（第 1 類・2 類費）、母子加算（入院患者等を除く）
- ・平成 25 年 8 月～令和 8 年 3 月 救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、期末一時扶助、障害者加算など
- ・平成 25 年 8 月～平成 27 年 9 月 冬季加算（居宅、救護施設等）

2. 対象世帯及び手続等

(1) 被保護世帯（令和 8 年 4 月 1 日調査時点 3,895 世帯）

手続き不要で支給（プッシュ型）

(2) 平成 25 年 8 月～令和 8 年 3 月に廃止した世帯（令和 8 年 4 月 1 日調査時点 3,716 世帯）

当時の世帯主等からの申出が必要

(3) 原告

全国で約 700 人、本市では該当者なし

3. 対象者に対する広報・周知

	内容
国	○ 厚生労働省ホームページ（特設サイト） ・概要、Q&A、申出書など ○ 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター ・申出書の作成等に関する対象者からの相談や問い合わせなど ○ 各種広告媒体を活用した周知（夏頃から） ・新聞広告、インターネット広告、ポスター等
明石市	○ 追加給付の対象となる保護受給中世帯へ説明文書の配布（プッシュ型） ○ 明石市ホームページによる周知 ○ 広報あかしによる周知

4. 予算措置

(1) 保護費（生活保護運営事業） 584,000 千円

国が 3/4、地方が 1/4（普通交付税の基準財政需要額に所要額を算入）

(2) 支給事務費（生活保護管理事業） 48,700 千円

国庫補助（補助率 10/10）

・コールセンター業務委託費用 39,455 千円

・需用費、役務費、使用料及び賃借料等 9,245 千円

※ 国の示す標準的な額は、3,895 世帯×18 千円＝70,110 千円

5. 今後のスケジュール（予定）

実施時期（予定）	内容（予定）
令和 8 年 7 月上旬	コールセンター契約
中旬	現在の保護受給世帯に支給
下旬	コールセンター稼働準備完了
8 月（夏頃）	広報あかしに掲載、廃止世帯の受付開始
令和 8 年 8 月（夏頃）～ 令和 9 年 3 月末	追加給付の申出受付期間
4 月	追加給付の口座振込終了 補助金所要額の精算業務